官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（総務一一二）　二
○農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六八）　四
○経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則の一部を改正する省令（経済産業七一）　五
〔法規的告示〕
○地方自治法施行規則第十二条の二の二十二（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第十四条の十三において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する地方税法施行規則第二十四条の四十二第三項に規定する特定歳入等及び特定歳入等に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（総務三四七）　六
○地方自治法施行規則第十二条の二の二十二（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第十四条の十三において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する地方税法施行規則第二十四条の四十四の規定に基づき、地方団体の徴収金の収納の事務を行うための役務（同三四八）　一
○地方税法施行規則第三条の三の二第三項、第五条の二第三項、第十条第五項、第十条の二の八第三項及び第二十四条の三十九第一項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準の一部を改正する件（同三四九）　三
○地方税法施行規則第二十四条の四十二第三項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準の一部を改正する件（同三五〇）　三
○地方税法施行規則第二十四条の四十第三項第二号及び第三号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準の一部を改正する件（同三五一）　四
○地方税法施行規則第九条の二十二第一項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準の一部を改正する件（同三五二）　三六
○地方税法施行規則第九条の二十六第四項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準の一部を改正する件（同三五三）　三七
〔その他告示〕
○秋田空港、熊本空港、大館能代空港及び奄美空港の航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件（国土交通一一六二）　三九
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について（農林水産省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の令和七事業年度財務内容等、年金積立金管理運用独立行政法人令和七事業年度財務諸表、公文書等の管理に関する独立行政法人農林漁業信用基金、税理士登録者関係　八三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、押収物還付関係　九七
会社その他
会社決算公告　一〇四